

議会報告会での要望・意見に関する事業等の進捗状況調査表

課等の名称

福祉課

項目	洗馬地区 NO.3	ふれあいセンター洗馬の条例改正等					
議会報告会での要望・意見	内容	洗馬ふれあいセンターについて、条例変更をして欲しい。65歳以上は無料にするなど、条例変更をして利用が増える様にして欲しい。他は老人無料で、平等の精神に反している。					
担当部課での対応状況	地域づくり課	地元からの要望	1	あり	時期	年度	
			2	なし			
	担当課	1 把握していない	1	今後実施可能	実施時期	年度	
			2	今後実施は困難	具体的な理由	※ 別欄へご記入ください	
		2 把握している	1	把握しているが未実施	具体的な理由	※ 別欄へご記入ください	
			2	実施計画策定	時期	年度	
			3	予算措置	時期	25 年度	
				予算額	20,300	千円	
			4	事業完了	時期	年度	月
				事業に要した額		千円	
5	次年度以降取組み予定						
関係法令・内部規程等 (関連法令があればご記入ください。)	関係法令						
	内部規程						
総合計画との関連 (総合計画との関連があればご記入ください。)	第2章 安心して暮らせる福祉のまちをともにつくる 第1節 地域でともに支え合う仕組みをつくる 第2項 事業者・市民・市民組織の福祉活動を支援します 主な事業						
※実施困難な理由 (障害となるもの等をご具体的に記入ください。)							
その他 特記事項 (既に取組んでいる場合、どんな取組みをされているのか、また今後どのような取組みをされる予定があるかなどをご記入ください。)	ふれあいセンター洗馬は、平成20年の開設時には、入浴施設利用は無料で、年間6万人以上の方に御利用いただきました。「入浴施設を無料で利用することは、施設に行けない者から見ると不公平である」また、「受益者負担が原則ではないか」等の声が複数の市民から寄せられました。併せて、ふれあいセンター洗馬利用委員会の委員からも「有料化を検討すべき」との意見が出ていました。 平成21年に有料化について福祉課で検討し、翌、平成22年には、入浴施設の有料化を実施するとして、ふれあいセンター洗馬利用委員会にお諮りするとともに、庁内会議に諮り、10月12日から11月11日までパブリックコメントを実施しました。 その後、再度庁内会議に諮り、11月の庁議決定後、12月議会において条例改正し、平成23年度から有料化としたものです。 有料化後、入浴施設の年間利用者は、3万人余となりましたが、利用者からは「洗いが混まなくて良い」「お湯が綺麗になった」など好意見が多く寄せられています。 平成23年度の決算では、入浴施設利用料で水道光熱費の大半を賄うことができるようになりましたので、条例変更の考えはありません。						